

須坂市ふるさと納税返礼品の産地名の不適正表示にかかる事業者説明会 次第

と き：2025 年 3 月 25 日(火)

午後 6 時 30 分

ところ：メセナホール(小ホール)

- 1 開会
- 2 出席者自己紹介
- 3 市長挨拶
- 4 日本グルメ市場代表 不適正表示の経過説明
- 5 市の対応について（経過説明）
- 6 質疑応答
- 7 閉会

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 株式会社日本グルメ市場における「ふるさと納税返礼品」シャインマスカットの不適正表示に対する措置について

プレスリリース

株式会社日本グルメ市場における「ふるさと納税返礼品」シャインマスカットの不適正表示に対する措置について

ポスト

印刷

令和7年3月18日
農林水産省

農林水産省は、株式会社日本グルメ市場（和歌山県有田市新堂47番地1。法人番号4170001012486。以下「日本グルメ市場」という。）が、生鮮農産物シャインマスカットの原産地について、「山形県産」であるにもかかわらず、「長野県産」と事実と異なる表示をし、ふるさと納税返礼品として販売したこと等を確認しました。
このため、本日、日本グルメ市場に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1.経緯

農林水産省近畿農政局及び関東農政局等が、令和6年10月8日から令和7年2月20日までの間、日本グルメ市場、日本グルメ市場和歌山倉庫（和歌山県有田市新堂150番地1の7）及び日本グルメ市場長野営業所（長野県須坂市小島町662）に対し、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく立入検査等を行いました。
この結果、農林水産省は、日本グルメ市場が、自ら小分けした生鮮農産物シャインマスカットの原産地について、以下の行為を行っていたことを確認しました（別紙1参照）。

(1)「山形県産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に「長野県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和元年9月20日から令和5年10月21日までの間に、合計10,987.95kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。

(2)「長野県長野市産」、「長野県中野市産」又は「長野県千曲市産」であることを認識していたにもかかわらず、発送箱に同梱したリーフレットに「長野県須坂市で収穫したフルーツ」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和6年9月3日から11月8日までの間に、14,293.85kgをふるさと納税返礼品として長野県須坂市に販売したこと。

2.措置

日本グルメ市場が行った上記1の行為は、法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）第18条第1項の表の「原産地」の項の規定に違反するものです(別紙2参照)。
このため、農林水産省は、日本グルメ市場に対し、法第6条第1項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

指示の内容

- 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
- 販売していた食品について、基準に従った表示がされていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示制度についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。

(4) 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(5) (1)から(4)までにに基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和7年4月18日までに農林水産大臣宛てに提出すること。

参考

本件について、農林水産省近畿農政局及び関東農政局でも同様のプレスリリースを行っております。

また、総務省において本件に関連するプレスリリースを行っております。

長野県須坂市がふるさと納税の返礼品として提供するシャインマスカットに係る産地名の不適正表示について

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000135.html (外部リンク)

食品表示法違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

添付資料

[別紙1 不適正表示一覧表\(PDF：69KB\)](#)

[別紙2 食品表示法（抜粋）、食品表示基準（抜粋）\(PDF：104KB\)](#)

[参考 株式会社日本グルメ市場の概要\(PDF：110KB\)](#)

お問合せ先

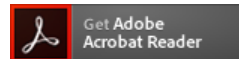
消費・安全局消費者行政・食育課米穀流通・食品表示監視室

担当者：綾戸、越智

代表：03-3502-8111（内線4487）

ダイヤルイン：03-3502-5728

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

別紙 1

不適正表示一覧表

商品	確認された不適正な表示	不適正表示の内容	販売先	販売期間	販売数量 (kg)
シャインマスカット	「山形県産」であるにもかかわらず、「長野県産」と表示	事実と異なる原産地を表示	長野県須坂市	少なくとも 令和元年9月20日から 令和元年10月11日まで	2,427.30
				少なくとも 令和2年9月14日から 令和2年9月29日まで	1,292.70
				少なくとも 令和3年9月14日から 令和3年10月8日まで	1,590.30
				少なくとも 令和4年9月17日から 令和4年10月18日まで	1,706.55
				少なくとも 令和5年9月14日から 令和5年10月21日まで	3,971.10
	小計			少なくとも 令和元年9月20日から 令和5年10月21日まで	10,987.95
	「長野県長野市産」、「長野県中野市産」又は「長野県千曲市産」であるにもかかわらず、「長野県須坂市で収穫したフルーツ」と表示	事実と異なる原産地を表示	長野県須坂市	少なくとも 令和6年9月3日から 令和6年11月8日まで	14,293.85
合計				少なくとも 令和元年9月20日から 令和6年11月8日まで	25,281.80

別紙 2

○食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 2～6 〔略〕

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 〔略〕

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（立入検査等）

第八条 〔略〕

- 2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9 〔略〕

○食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

〔略〕	〔略〕
<u>原産地</u>	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。 一 農産物 <u>国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもつてこれに代えることができる。</u> 二～四 〔略〕

参考

株式会社日本グルメ市場の概要

法人番号	4170001012486
法人名	かぶしきがいしゃにほん いちば 株式会社日本グルメ市場
代表者	代表取締役 やまさき ゆうじ 山崎 裕次
本店	わかやまけんありだしんどう ばんち 和歌山県有田市新堂47番地1
設立	平成24年4月17日
資本金	1000万円
業務内容	1. 食料品、特産物、青果物の加工、販売、輸出入 2. 飲料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、日用雑貨品の販売、輸出入 3. ホームページの企画、制作、メンテナンス 4. 印刷物、看板の企画、デザイン、編集、製作 5. 労働者派遣事業 6. 経営、販売及び製造加工のコンサルティング業務 7. 宝石、貴金属、アクセサリー、バッグ、皮革製品、服装飾品 その他洋品雑貨の販売、修理、買取、輸出入 8. 福祉用機器、介護用機器、医療用機器、事務用機器、事務用品 の販売、設置、リース、輸出入 9. 産業廃棄物の収集、運搬、処理、輸出 10. 古物売買業 11. コンピューターハードウェア、オフィスオートメーション機 器、通信機器及びその附属機器の開発、販売、保守、修理、訪 問設定、輸出入 12. コンピューターソフトウェア、コンピューターシステムの開 発、保守、コンサルティング、リース、販売 13. 飲食店、美容院、宿泊施設の経営 14. ブライダル事業 15. 建設工事業、大工工事業、電気通信工事業 16. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理 17. 地方自治体及び各種事業者の行う地域活性化のためのコンサル ティング業務、広報事業、事務代行等アウトソーシング受託

	業務 18. 地域特産品の販売、販売促進支援業務、販売受託業務 19. 電話代理応答業務及びこれに関するコンサルティング業務 20. 農産物の販売、輸出入 21. 農産物加工品の製造、販売、輸出入 22. 農産物加工の受託 23. 観光農園の経営 24. 医療機関の海外向け P R 等の国際医療コンサルティング事業 25. 医療関連サービス、病院設立、検診センター等の設立に関するコンサルティング事業 26. 医療ビジネスに関するコンサルティング事業及び医療関係商品の企画、開発、販売 27. 海外における教育、人材開発、人材育成事業 28. その他前各号に附帯する一切の事業
--	---

※登記簿（法人番号は国税庁公表サイト）等から抜粋。

報道資料

令和 7 年 3 月 18 日

長野県須坂市がふるさと納税の返礼品として提供する シャインマスカットに係る産地名の不適正表示について

本日、農林水産省により、食品表示法に基づき、長野県須坂市の返礼品を取り扱う株式会社日本グルメ市場に対し、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示が行われました。

総務省としても、今後、須坂市に対し、地方税法に基づく報告を求めるとともに、その報告結果等を踏まえ、対応を検討してまいります。

なお、本件について、本日までに、須坂市から総務省に対して報告のあった内容は、[別添](#) のとおりです。

＜参考＞

総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。（地方税法第 314 条の 7 第 5 項）

6 市町村第 1026 号
令和 7 年（2025 年） 3 月 11 日

総務省自治税務局市町村税課長 様

長野県企画振興部長

長野県須坂市が返礼品として提供するシャインマスカットに係る
産地名の不適正表示について（回答）

令和 7 年 3 月 4 日付け総税市第 16 号で照会のありました標記について、別添のとおり回答します。

（問合せ先）

担 当 企画振興部市町村課税制係 小川、天野
電 話 026-235-7068
電子メール s-zeisei@pref.nagano.lg.jp

2024 政第 563 号
令和 7 年（2025 年）3 月 11 日

長野県企画振興部長 様

須坂市長 三木 正夫
（公印省略）

長野県須坂市が返礼品として提供するシャインマスカットに
係る産地名の不適正表示について（回答）

令和 7 年（2025 年）3 月 4 日付け 6 市町村第 1007 号で依頼のありました標記の件につきまして、
下記のとおり提出します。

記

- 1 回答書
- 2 【別紙 1】_経緯書
- 3 【別紙 2】_4 号類型調査報告
- 4 【別紙 3】_改定箇所及び改定理由等
- 5 参考資料 _返礼品提供事業者マニュアル

（問合せ先）

須坂市 総務部 政策推進課

課長 村石 英児

TEL 026-248-9017（直通）FAX 026-246-0750

E-mail : seisakusuishin@city.suzaka.lg.jp

長野県須坂市がふるさと返礼品として提供するシャインマスカット等に係る 産地名の不適正表示について（回答）

1 これまでに須坂市が把握している事実

(1) 株式会社日本グルメ市場（以下「グ社」という。）西日本出荷センター（以下「西センター」という。）における他県産シャインマスカットの混在

グ社西センターにおいて、須坂市ふるさと納税返礼品に山形県産が混在していた。
指定対象期間別の状況等については以下のとおりである。

指定対象期間 (寄附年度と発送年度は 必ずしも一致しない。)	寄附金額 (円)	寄附件数 (件)	発送件数 (件)	発送重量 (kg)	混在重量 (kg)	混在寄附受入 相当額 (円)	混在寄附 相当件数 (件)
令和元年度 (R1.6.1~R2.9.30)	250,407,000 円	21,476 件	21,593 件	23,474.9kg	4,000kg	42,819,597 円	3,672 件
令和2年度 (R2.10.1~R3.9.30)	52,219,000 円	3,988 件	4,072 件	4,285.5kg	1,035kg	12,636,998 円	965 件
令和3年度 (R3.10.1~R4.9.30)	103,819,000 円	7,797 件	7,895 件	10,152.6kg	1,945kg	19,933,248 円	1,497 件
令和4年度 (R4.10.1~R5.9.30)	186,796,000 円	14,585 件	14,812 件	18,712.9kg	2,825kg	28,206,196 円	2,202 件
令和5年度 (R5.10.1~R6.9.30)	270,731,000 円	20,839 件	21,084 件	25,930.3kg	2,010kg	19,979,456 円	1,550 件
令和6年度 (R6.10.1~R7.9.30)	126,088,000 円	8,194 件	8,269 件	11,644.3kg	0kg	0 円	0 件

※令和元年度に記載の寄附件数 21,476 件は寄附管理システムの入替（契約変更）によりデータの一括移行を行った経過の中で、返礼品を同時発送した寄附者のデータが寄附番号等で追えない部分があり、寄附件数と一致しない可能性がある。（この数字は最大値。）

(2) グ社西センターにおける県内他市産のシャインマスカットの混在

令和7年3月4日にグ社から提出された農林水産省（以下「農水省」という。）の確認書により、令和6年秋の発送分にも長野県の長野市産、中野市産、千曲市産の混在も覚知（混在量は現在調査中）。

※ 令和5年以前に混在があったかは、現在調査中。

(3) グ社西センターから、令和3年10月に山形県産の種無しピオーネも混在していたとの追加報告が3月5日にある（混在量 15 kg）。

※ 西センターにおいて、過去にその他の果実についても混在があったかは、現在調査中。

(4) グ社東日本出荷センター（長野営業所）（以下「東センター」という。）及び市内その他事業者における近隣町村産の果物の混在（果物の種類は【別紙2】4号類型調査

報告のとおり)

グ社東センター、A事業者、B事業者、C事業者において、須高地区（須坂市・小布施町・高山村）で農産物を扱っているため、本来4号類型で申請すべきところ、1号類型で申請してしまっていた（市における総務省告示の解釈誤り）。少なくとも令和元年から当該取扱いになっていた（混在量の算出は極めて困難）。

(5) その他、事業者からの聞き取りで把握している内容

グ社代表より以下の内容を聞き取っている。

ア 西センターにおいて他県産の混在を把握した時期は令和元年であったが、市に報告はしなかった（混在は仕入量全体の僅かであるとの認識）。

~~イ 混在の原因は、仕入れ先のF事業者が、シャインマスカットだったら何でもよいという認識でいたため。~~

~~ウ 令和5年11月の都城市のふるさと納税事業者による産地違反(ヒムカ食品)の事件で、西センターの混在の重大性を認識し、令和6年春に仕入れ先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。令和6年は他県産の混在は生じていない。~~

【令和7年5月19日追記】

上記削除の理由は次のとおり。

1 (5)イ及びウに関して、令和7年4月23日及び5月1日にグ社から、4月25日及び5月19日にF事業者から改めて聞き取りを行った。また、4月24日にF事業者代理人の弁護士から、報告書（F事業者担当者から聞き取った内容）の提出があった。

聞き取り等の内容及び市の認識は次のとおり。

(ア) グ社代表からの聞き取り内容

① 1 (5)イの発言については、F事業者の現場では、返礼品の地場産品基準が厳しくなった2019年以降になっても、地場産品基準が厳しくなかった頃の考えが残っていたのではと思うという意味で言ったものであり、混在の原因は、F事業者であるとまでは言っていない。また、F事業者との発注は、電話でやり取りしており、書面で発注書を取り交わしていなかった。

② 1 (5)ウの発言については、F事業者の担当者に、ふるさと納税をやっているのもので、ほかの産地のものを納品することは止めてくれという意味で言ったものであり、F事業者に産地偽装を止めてくれとは言っていない。

(イ) F事業者代表及び担当者からの聞き取り及び報告書の内容

① 1 (5)イについて、F事業者は、出荷者等から送付を受けたままの状態でグ社に引き渡しており、グ社は、山形県産などと表示されたシャインマスカットについても特段異議なく引き渡しを受けている。また、請求書には、山形県産であれば山形県産と明記しており、グ社は請求書に対して、特段の異議を述べることなく、請求のとおり支払っている。

② 1 (5)ウについて、F事業者の担当者は、「グ社代表から、令和6年春に他自治体のふるさと納税の産地違反を受けて、F事業者に対し、止めてくれといった旨の指示があったか」との質問や、「ふるさと納税をやっているのもので、ほか

の産地のものを納品することは止めてくれと言われたか」との質問に対しては、その事実はないと証言している。但し、令和6年8月か9月頃に、グ社代表から、「今年は山形県産はいらない」と言われたので、同年については、山形県産は納品していないと証言している。

(ウ) 市の認識

- ① 1 (5)イについて、両者の発言等を踏まえれば、産地偽装を行ったのは、シャインマスカットの産地を認識しながら、須坂市産に、他県産や県内他市産を混入させたグ社であるという認識に至ったため、記載は不適切であると判断した。
- ② 1 (5)ウについて、両者の発言内容が異なるため、令和6年に、グ社からF事業者に対して具体的にどのような指示があったかどうか、市として事実認定ができなかった。

なお、3月7日にグ社代表から聞き取り調査した記録を市として精査した結果、グ社代表は「産地偽装を止めてくれと言った」とまで発言していなかったため、記載のうち「令和6年春に仕入先のF事業者に産地偽装を止めるよう指示。」の部分については、不適切であると判断した。

(6) 令和7年3月4日にグ社から受領した農水省の確認書に係るグ社代表からの聞き取りで把握している内容

ア 県内の他市産（長野市・中野市・千曲市）のシャインマスカットが混在していた旨は、記憶が定かでないが、令和6年10月下旬～11月上旬に市ふるさと納税推進係長に報告。

イ 県内他市産シャインマスカットの混在は西センターのみで、発送は令和6年10月21日くらいまで。

2 須坂市として、産地名の不適正表示を覚知した日時及び覚知に至った経緯

※現在、担当者が療養により不在であるため、今後、更に事実の精査を行う予定。

年	月日	対応
R6 年	10 月下旬 ～11 月上旬	グ社代表より、長野県内の他市（長野市、千曲市、中野市）産のシャインマスカットの混在を市ふるさと納税推進係長へ報告（経過を政策推進課長等の上司に報告なし）
	12 月 9 日	グ社代表から他県産の混在の報告を市ふるさと納税推進係長が受ける（翌日、政策推進課長へ報告）。
	12 月 12 日	グ社代表ほか社員2名が来庁し、政策推進課長及びふるさと納税推進係長が、令和5年に山形県産のシャインマスカットが混在していた報告を受ける。令和4年以前も山形県産が混在しており、5年ほど前から事実気付いたが黙認していたとの報告もあり。 また、令和7年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東センターから一括して出荷を行うようにするとの報告

		もあった。
	12月16日	政策推進課長及びふるさと納税推進係長が12月12日に報告を受けた内容を市長、副市長及び総務部長に報告。
R7年	3月5日	グ社から提出された農水省の確認書により、長野県内の他市産のシャインマスカットも混在していたことを市長及び副市長等が覚知。
		グ社が、ふるさと納税推進係長に山形県産の種無しピオーネも混在していたことを報告。
	3月8日	山形県産の種無しピオーネの混在を市長及び副市長が覚知。

3 産地名の不適正表示に対し、これまでに須坂市が行った対応

年	月日	対応
R6年	12月16日	市長及び副市長、総務部長に経過報告 政策推進課長及びふるさと納税推進係長から、一連の事実及び経過等を報告した。<u>農水省が調査継続中であることと、グ社代表の「西センターからの出荷は、今回の件の反省から、今後一切行わない」との発言から、これから混在することはないと判断し、農水省の調査及び措置を待って今後の対応を検討することを市長が決定。</u>
R7年	1月14日	グ社東センター及び市内事業者が扱う果物の返礼品も近隣町村の混在の可能性があったことから、4号類型への指定の切り換えを、県に申請。 〈告示の認識誤りについて〉 (1) 「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q&A（通知）」（令和6年7月16日付総税市第71号）問20の「認められる例」では、茶葉や米などが例示されているが、4号類型は「近隣市町村の生産物が同じ容器の中で混ぜ合わされたもの（意図的にブレンドされたもの）」と解釈しており、ぶどうなどを市場から仕入れる過程の中では、「意図的に混ぜ合わされている」ことはないとの認識から、1号類型として取り扱っていた。 (2) 当市の返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）が、農水省の調査を受けている中、須高地区（須坂市・小布施町・高山村）の果物が意図を問わずに集積されている状況下で、須坂市の事業者が調達した果物が大部分を占めているが、須坂市産以外の果物の混在も避けられないため、4号類型が適切であると判断した。
	2月10日	事業者マニュアルを改訂（【別紙3】「改訂箇所及び改訂理由等」のとおり）
	2月25日	4号での調達を行う事業者を対象に調査を実施。（【別紙2】「4

		号類型調査報告」のとおり)
		4号での調達を行う事業者の返礼品のポータルサイトでの募集を停止。
	3月1日	グ社代表ほか社員1名を呼び出し、追加調査を実施。また、農水省調査の時系列経過報告書（3月3日に受領）と農水省と取り交わした確認書（3月4日に受領）の提出を依頼。
		<u>市長、副市長、総務部長、政策推進課長、ふるさと納税推進係長で会議を実施</u>
		<u>全国の自治体の返礼品の産地偽装の事例を調査した結果、農水省の調査結果及び措置を待つという対応方針を切り替え、速やかに追加調査を行うことを市長が決定。</u>
	3月6日	グ社長野営業所長に、農水省の確認書について聞取り調査を実施。（3月5日に、グ社から確認書の内容の一部に誤りがあったとの報告を受けたため、事実確認を行った。）
	3月7日	市長がグ社代表に強い遺憾の意を伝える。
		グ社代表及び長野営業所長に、令和6年度の長野県他市産シャインマスカット混在にかかる市への報告の有無について、再度聞取り調査を実施。
	3月9日	市が取り扱っている返礼品ポータルサイトでの募集をすべて停止（相手方の契約等の関係で停止できないものは除く）
		(1) 市の全ての返礼品事業者及び市議会議員に、ふるさと納税の募集停止を報告 (2) 企業版ふるさと納税及び現地決済型ふるさと納税（ふるさと応援納税）の募集を停止
	3月10日	3月7日に停止できなかったポータルサイトの募集を停止

4 再発防止策

今後二度と同様の事例を起こさないため、下記の取組を実施する。

- (1) 事業者の選定にあたっては、集出荷場等への立ち入り確認を行い、適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、厳正に審査する。
- (2) 実地調査を定期的実施し、食品の産地に関する根拠資料などを確認する。また、抜き打ち検査も随時実施し、梱包方法や返礼品の質・量など適正な返礼品であるかを調査する。
- (3) 事業者を対象に、地場産品基準や食品表示法ほか、遵守すべき事項等について、毎年、弁護士等を講師に研修会を開催し、法令順守の徹底を図る。
- (4) 抑止力として、下記の規定を覚書に追加する。
 - ア 事業者による食品の産地に関する根拠書類の整備・保存の義務に関する規定

- イ 事業者が地場産品基準や食品表示法に違反した場合の、取引中止等の対応にかかる規定（寄附募集サイトへの返礼品掲載の停止、事業者登録の抹消など）
- や、それにかかる違約金及び損害賠償に係る規定
- ウ 市が開催する研修会への参加の義務づけ

(5) 市の食品表示法関連要綱の整備

- (6) 上記の取組を厳格に実施するため、ふるさと納税部門の増員や新たに課長級の職員を配置し、管理・監督・相談体制を強化する。また、庁内の産業関係課とも連携を図る。
- (7) 職員の適正な法解釈の徹底を図るため、定期的に職員研修会を実施し、意識の共有を図る。
- (8) 第三者検証委員会を設置し、事件の発生原因の究明、再発防止対策に総合的に取り組む。

これまでの経緯

※現在、担当者が療養により不在であるため、今後、更に事実の精査を行う予定。

月日	内容
R6 年 10 月中旬	市ふるさと納税推進係長が株式会社日本グルメ市場社（以下「グ社」という。）代表から、和歌山県の本社及び西日本出荷センター（以下「西センターという。」）に対し、農林水産省（以下「農水省」という。）近畿農政局の調査が行われた旨の報告を受ける。
R6 年 10 月下旬	グ社長野営業所長から、グ社本社及び西センターに対して再度農水省の立ち入り調査が行われたことの報告が、市ふるさと納税推進係長に対してあり、所長の求めに応じて過去にグ社と締結した覚書や商品登録シートを提供。 (詳細については現在調査中)
R6 年 10 月下旬 ～11 月上旬	グ社代表、グ社長野営業所長から西センターで令和 6 年に須坂市産以外の長野県産シャインマスカットが混在したとの報告を市ふるさと納税推進係長が受ける(長野県産シャインマスカットの混在については市政策推進課長及び総務部長、市長、副市長への報告なし)。
R6 年 12 月 9 日	市ふるさと納税推進係長からグ社長野営業所長に連絡 これまでの農水省調査の回数や日時に加え、簡単でいいので概要を教えて欲しいと依頼。明日、経過をとりまとめて報告するとの報告を受ける。
R6 年 12 月 9 日	グ社代表から市ふるさと納税推進係長に電話 西センターで令和 5 年度に他県産のシャインマスカットが須坂市返礼品に混在したとの報告を受け、産地表示違反と地場産品基準違反について覚知。
R6 年 12 月 10 日	市の内部打合せ ふるさと納税推進係長から政策推進課長に昨日の電話で聴取した内容を報告。農水省調査の前段でグ社代表を呼び、改めて話を聞く方針とし、グ社代表に来庁を指示。
R6 年 12 月 12 日	グ社代表ほか 2 名来庁 (1) 市政策推進課長とふるさと納税推進係長で面接対応。令和 5 年度の混在は山形県産の約 4 トンであることを覚知。 (2) 令和 4 年以前も山形県産が混在していたこと、5 年ほど前から事実気付いたが黙認していたとの報告があった。 (3) 令和 7 年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東日本出荷センター（長野営業所）から一括して出荷を行うようにするとの報告もあった。 (4) グ社代表から、農水省調査に対し、「令和元年から混在して

月日	内容
	いたことを認識していたが、「混在はしていない」と事実と異なる回答をした」旨の発言がされたため、市政推進課長が農水省の調査には虚偽を訂正して誠実に対応するよう指示。
R6 年 12 月 13 日	グ社代表から市ふるさと納税推進係長に対して電話 農水省近畿農政局に電話をし、虚偽発言について農水省に謝罪連絡を入れたとの報告を受ける。
R6 年 12 月 16 日	<u>市長及び副市長、総務部長に経過報告</u> 政策推進課長及びふるさと納税推進係長から、一連の事実及び経過等を報告した。 <u>農水省が調査継続中であることと、グ社代表の「西センターからの出荷は、今回の件の反省から、今後一切行わない」との発言から、これから混在することはないと判断し、農水省の調査及び措置を待って今後の対応を検討することを市長が決定。</u>
R7 年 1 月 14 日	県への地場産品類型変更申請 グ社を含めた 4 事業者について 1 号から 4 号への変更を申請
R7 年 2 月 18 日	グ社長野営業所長が来庁 長野営業所へ農水省関東農政局が来所予定。本社へも農水省近畿農政局の最終調査が入る予定との報告。
R7 年 2 月 18 日	県市町村課税制係から須坂市政推進課へ連絡 本件について、詳細を報告するよう要請あり。
R7 年 2 月 25 日	市長及び副市長、総務部長に経過報告 引き続き、農水省の調査及び措置を待って対応することを市長が決定。
R7 年 2 月 25 日	4 号類型での調達を行う事業者を対象に市ふるさと納税推進係長が調査実施 グ社も含めた 4 事業者について、ヒアリング調査を実施した。 （【別紙 2】「4 号類型調査報告」のとおり）
R7 年 2 月 25 日	グ社も含めた 4 号類型の 4 事業者の返礼品募集を停止
R7 年 3 月 1 日	グ社代表ほか 1 名が来庁 市総務部長及び政策推進課長、ふるさと納税推進係長が面接。 聴取内容は「回答書」に記載のとおり。 農水省調査の時系列経過報告書と、農水省と取り交わした確認書を提出するよう伝えた。
R7 年 3 月 1 日	<u>市長、副市長、総務部長、政策推進課長、ふるさと納税推進係長で会議を実施</u> <u>全国の自治体返礼品の産地偽装事例を調査した結果、農水省調査を待つという対応方針を切り替え、速やかな追加調査を行うことを市長が決定。</u>
R7 年 3 月 3 日	グ社長野営業所長から農水省調査の経過報告書を受領

月日	内容
R7 年 3 月 4 日	グ社長野営業所長から農水省調査の確認書（4 名分）を受領
R7 年 3 月 5 日	農林水産省の確認書に、グ社長野営業所長が 10 月下旬から 11 月上旬に、西センターで令和 6 年に須坂市産以外の長野県産シャインマスカットが混在していたと、市ふるさと納税推進係長に報告した旨の記載(※)があることを市長、副市長、総務部長及び政策推進課長が確認。
R7 年 3 月 5 日	市政策推進課長及びふるさと納税推進係長がグ社代表と長野営業所長に確認 グ社から提供された農水省とグ社長野営業所長との確認書の一部（上記※部分）について、ふるさと納税推進係長の認識と相違があったため、2 人に電話をして確認した結果、「ふるさと納税推進係長に報告はしていなかった」との回答を 2 人から受ける。
R7 年 3 月 5 日	長野県に対面で状況報告 長野県企画振興部長、次長、市町村課長、税制係長に対して須坂市政策推進課長、ふるさと納税推進係長より現在の状況等を説明
R7 年 3 月 5 日	グ社本社から市ふるさと納税推進係長へ、山形県産種無しピオーネの混在可能性について報告あり(令和 3 年 10 月 15 kg) (詳細は現在調査中)
R7 年 3 月 6 日	市政策推進課長がグ社長野営業所長から農水省との確認書について再度の確認 (1) 3 月 5 日に確認した「市ふるさと納税係長には報告していなかった」との発言は誤りであり、確認書の「10 月下旬から 11 月上旬に市ふるさと納税推進係長に報告した」との記載は正しかった旨の供述を得る。 (2) (1)を受け、グ社は市ふるさと納税推進係長に対し、令和 6 年に須坂市産以外の長野県産シャインマスカットが混在していた事実を報告している旨、市政策推進課長が、市長、副市長及び総務部長に報告。
R7 年 3 月 7 日	市長、副市長がグ社代表、長野営業所長と面談 市長から強い遺憾の意を伝える。
R7 年 3 月 7 日	市総務部長と政策推進課長が、グ社代表から聞き取り。 10 月下旬から 11 月上旬に市ふるさと納税推進係長へ「令和 6 年に須坂市産以外の長野県産シャインマスカットが混在していた」ことについて報告していた旨を再確認。
R7 年 3 月 7 日	須坂市が 2 月 25 日に募集停止した産品以外についてもふるさと納税の募集を停止(一部契約上停止できないものを除く)
R7 年 3 月 8 日	市政策推進課長が、市長、副市長に山形県産種無しピオーネの混在可能性について報告。
R7 年 3 月 9 日	(1) 須坂市が返礼品事業者及び須坂市議会議員へ、国からの調査

月日	内容
	に対応中のため、ふるさと納税の募集を停止している旨を連絡 (2) 企業版ふるさと納税及び現地決済型ふるさと納税（ふるさと応援納税）の募集を停止
R7 年 3 月 10 日	3 月 7 日に停止できなかったポータルサイトの募集を停止

※このほか、農水省からの調査に対して、継続的に対応している。

4号類型申請に該当する事業者への調査概要(2025.2.25 須坂市とりまとめ)

現在、1号から4号への変更申請をしている事業者の返礼品（1号該当）について、疑義照会に基づきポータルサイトでの受付を一時的に停止しています。

これについて、個別の事業者ヒアリング調査を行いました。（事業者登録や返礼品登録にあたり聴取していた内容と重複する部分も含め、改めて確認を行いました。）

【調査事項】

- ① 混在が避けられない背景と状況
- ② ふるさと納税返礼品の調達先
- ③ 調達先との返礼品の原産地に関する認識合わせの方法
 - ・ 調達先に地場産品の定義の認識合わせをしているか。
 - ・ 調達先はふるさと納税返礼品の理解が及んでいるか。
 - ・ やむを得ない範囲以外の県外産なども併せて調達して混在が生じていないか。
- ④ 梱包配送の系統について
 - ・ 梱包発送拠点の箇所数と所在地について

A 事業者

①について

須高ブロック（須坂市、小布施町、高山村）単位での農産物が大量かつ継続的に集荷されるため。

②について

－（※仕入れ発送事業者ではなくA事業者が直接の梱包発送事業者のため該当しない。）

③について

－（※②同様。A事業者の管轄から県外産の混在はあり得ない。）

④について

発送はD事業者に委託し、須坂市内の作業場で行っている。他自治体ふるさと納税返礼品も同社で請負っているが、梱包系統を分けるなどしているため混在は生じない。

≪取扱品種≫

シャインマスカット

B 事業者

①について

調達先である以下のうち近隣市町村の農産物が大量かつ継続的に集荷される調達先を含んでいるため。（※E事業者は長野県内1本部6支社をもつ全県企業であるが、そのうち須坂支社にて須坂市を中心とする果物類の取扱いを担っている。）

②について

E事業者、A事業者、市内生産農家（4件）、自社栽培

③について

認識合わせをしている。市内生産農家には説明しふるさと納税地場産品の基準を認識してもらっている。市場仕入れ分は自己管理している。会社コンセプトとして地物果実しか販売していないので県外産を仕入れることはない。

④について

市内2か所を拠点に発送。レギュラー注文とふるさと納税寄附分とは分離して系統管理しているため混在はない。

《取扱品種》

ナガノパープル、シャインマスカット、クイーンルージュ、桃（品種お任せ）、サマークリスタル、ワッサー、シナノホッペ、ぐんま名月、シナノピッコロ、シナノゴールド、あいかの香り、印度りんご、夏あかり、秋映

※「品種お任せ」については、その時々で旬を迎えているものの中から品種お任せで選定し発送しているもので、具体的な品種名の記載が困難。

C事業者

①について

調達先である以下のうち近隣市町村の農産物が大量かつ継続的に集荷される調達先を含んでいるため。（※E事業者は長野県内1本部6支社をもつ全県企業であるが、そのうち須坂支社にて須坂市を中心とする果物類の取扱いを担っている。）

②について

E事業者、A事業者、市内生産農家（1件）

③について

全ての調達先について認識合わせをしていることと、調達先では産地について確認して取引しているため、県外産の混在はない。

④について

梱包配送は須坂市内の自社から直接運送会社に引き渡す形での1箇所出荷。観光農園のため店舗販売や試食等も行っているが、ふるさと納税返礼品として取り扱う品目は上述のとおり仕入れから梱包配送を直接系統で行うため混在は生じない。

《取扱品種》

シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰、クイーンルージュ、シナノスイート、サンふじ、シナノゴールド、ぐんま名月、あいかの香り、紅秀峰、佐藤錦、秋映、ワッサー、ネクタリン、桃（品種お任せ）、生食用プルーン（品種お任せ）、梨（品種お任せ）

※「品種お任せ」については、その時々で旬を迎えているものの中から品種お任せで選定し発送しているもので、具体的な品種名の記載が困難。

株式会社日本グルメ市場 長野営業所（東日本出荷センター）

①について

調達先である以下のうち近隣市町村の農産物が大量かつ継続的に集荷される調達先を含んでいるため。（※E 事業者は長野県内 1 本部 6 支社をもつ全県企業であるが、そのうち須坂支社にて須坂市を中心とする果物類の取扱いを担っている。）

②について

E 事業者、F 事業者、市内生産農家（2 件）

③について

全ての調達先について認識合わせをしていることと、調達先では産地について確認をして取引しているため、県外産の混在はない。

④について

梱包配送は市内 1 か所にて行っている。

※株式会社日本グルメ市場については、配送日数の短縮化や梱包作業の効率化の面から東日本と西日本エリアで出荷系統を分けていたが、西日本エリアにおいて県外産が混在していて、農林水産省の立入検査を受けている。

この点への改善から 2025 年出荷分以降は市内 1 か所のみとなる。

《取扱品種》

シャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュ、巨峰、ぶどう（品種お任せ）、梨（品種お任せ）、ワッサー、りんご（品種お任せ）、ぐんま名月、サンふじ、シナノスイート

※「品種お任せ」については、その時々で旬を迎えているものの中から品種お任せで選定し発送しているもので、具体的な品種名の記載が困難。

【別紙3】

返礼品提供事業者マニュアル改定箇所・改定理由等（2025年2月改定）

改定箇所	改定内容	改定理由及び改定の詳細など
3.「事業者の登録方法」欄	●製造・生産状況調査のための現地訪問に関する内容を追記。	国の告示改正により、地場産品基準が厳格化されたことに伴い、提案返礼品の地場産品該当性などについて詳細を確認できるようにするため。
4.「返礼品の認定要件」欄	●事業者が行う「返礼品を強調した広告等」の禁止を盛り込み。 ●地場産品類型の追記。	国の告示改正に沿った内容に改定するため。
5.「返礼品の提案及び認定」欄	●「さとふる」返礼品率を他ポータルサイトに整合したことによる内容改定。 ●返礼品登録の際にトラブルになりがちな内容を整理し注意喚起。 ●フルーツロゴマークの積極的使用を明記。 ●商品登録の標準処理日数を明記。 ●食品を取扱う事業者に対する食品表示（特に産地表示）に関する注意喚起を追記。	商品登録からポータルサイトへの商品掲載までの事務について、事業者と市、業務委託先の認識合わせのため、これまで明文化されていなかった内容等を明記するため。 関係省庁連名での発出通知「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」関係する内容を盛り込むため。
6.「返礼品の受注から発送までの流れ」欄	●寄附者からの返礼品クレームにおける費用負担についてリスク内容等を細分化して整理。 ●頻繁にある費用負担の疑義について明文化して追記。	伝票記載情報の見落としや発送や、検品時の重量不足チェックもれ、事業者側の事情による配送時期変更に伴う不着などの費用負担を明確にするため。
7.「返礼品の品質改善に向けた取り組みについて」欄	●クレームの多発や低レビューが発生した場合の措置を追記。	「低レビュー（評価）」の基準を具体的に盛り込み、改善のための取り組みや対応方針について具体化するため。
9.「ふるさと納税で付与されたクーポン等による役務や物品等の決裁について」欄	●役務提供にかかる地場産品との関連性についての記載等を追記	国の制度改正通知に沿った内容に改定するため。
その他	●軽微な字句修正等	今回の改定に合わせ、全体的に軽微な字句修正を含め全体の点検を行った。